

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針</p> <p>平成19年4月16日 平成20年4月7日改正 <b>平成21年4月10日改正</b></p> <p>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p> <p>地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方 [略]</p> <p>効果的な対策実施に関する事項 [略]</p> <p>その他必要な事項 [略]</p> <p><b>別紙1</b> [略]</p> <p>別記1</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>1 田の活動指針                      (1) 基礎部分 [略]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断                      【農用地に関する項目】[略]                      【開水路（ゲート等含む）に関する項目】                      施設の機能診断                      ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所、<b>水路本体や集水区域</b>の積雪状況の把握）を行うこと。                      診断結果の記録管理 [略]                      【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】                      〃 [略]                      【農道に関する項目】                      b [略]                      c 実践活動</p>	<p>農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針</p> <p>平成19年4月16日 平成20年4月7日改正</p> <p>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p> <p>地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方 [略]</p> <p>効果的な対策実施に関する事項 [略]</p> <p>その他必要な事項 [略]</p> <p><b>別紙1</b> [略]</p> <p>別記1</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>1 田の活動指針                      (1) 基礎部分 [略]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断                      【農用地に関する項目】[略]                      【開水路（ゲート等含む）に関する項目】                      施設の機能診断                      ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所、積雪状況の把握）を行うこと。                      診断結果の記録管理 [略]                      【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】                      〃 [略]                      【農道に関する項目】                      b [略]                      c 実践活動</p>	<p>この改正について、農林水産省農村振興局長の承認を受けた日を以て施行し、平成20年度に実施した活動から適用可能とする。</p> <p>活動項目の趣旨・目的追加</p>

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>【農用地に関する項目】[略]</p> <p>【開水路（ゲート等含む）に関する項目】  水路側壁のはらみ修正～機能診断・補修技術の研修[略]  積雪被害防止活動  ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。  <u>・急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</u></p> <p>【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】  ゝ [略]</p> <p>【農道に関する項目】</p> <p>イ 農村環境向上活動  a 計画策定[略]  b 啓発・普及[略]  c 実践活動</p> <p>【生態系保全に関する項目】  ゝ [略]</p> <p>【水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目】</p> <p>【資源循環に関する項目】  有機性資源の堆肥化  ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、堆肥化を図ること。  ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、堆肥化を図ること。  間伐材等を利用した防護柵等の適正管理  ゝ [略]  小水力発電施設の適正管理</p> <p><u>別記1：注）平成21年4月10日付け改正後の本活動指針の活動項目の説明は、当該改正後の活動項目の趣旨・目的に合致する活動であって、その実施状況を確認した旨の通知が行われた場合については、平成20年度に実施された活動から適用されるものである。</u></p>	<p>【農用地に関する項目】[略]</p> <p>【開水路（ゲート等含む）に関する項目】  水路側壁のはらみ修正～機能診断・補修技術の研修[略]  積雪被害防止活動  ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</p> <p>【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】  ゝ [略]</p> <p>【農道に関する項目】</p> <p>イ 農村環境向上活動  a 計画策定[略]  b 啓発・普及[略]  c 実践活動</p> <p>【生態系保全に関する項目】  ゝ [略]</p> <p>【水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目】</p> <p>【資源循環に関する項目】  有機性資源の堆肥化  ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、堆肥化を図ること。  ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、堆肥化を図ること。  間伐材等を利用した防護柵等の適正管理  ゝ [略]  小水力発電施設の適正管理</p>	<p>活動項目の趣旨・目的追加</p> <p><u>「等」の読み方の変更</u></p> <p>平成20年度に実施した活動から適用可能とする。</p>

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p style="text-align: right;">別記 2</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>2 畑の活動指針                      (1) 基礎部分 [ 略 ]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断                      【農用地に関する項目】[ 略 ]                      【開水路（ゲート等含む）に関する項目】                      施設の機能診断                      ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所、<u>水路本体や集水区域の積雪状況の把握</u>）を行うこと。                      診断結果の記録管理 [ 略 ]                      【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】                      〃 [ 略 ]                      【農道に関する項目】                      b [ 略 ]                      c 実践活動                      【農用地に関する項目】[ 略 ]                      〃                      【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】                      【開水路（ゲート等含む）に関する項目】                      水路側壁のはらみ修正                      〃 [ 略 ]                      機能診断・補修技術の研修                      積雪被害防止活動                      ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。                      ・<u>急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</u></p>	<p style="text-align: right;">別記 2</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>2 畑の活動指針                      (1) 基礎部分 [ 略 ]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断                      【農用地に関する項目】[ 略 ]                      【開水路（ゲート等含む）に関する項目】                      施設の機能診断                      ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所、積雪状況の把握）を行うこと。                      診断結果の記録管理 [ 略 ]                      【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】                      〃 [ 略 ]                      【農道に関する項目】                      b [ 略 ]                      c 実践活動                      【農用地に関する項目】[ 略 ]                      〃                      【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】                      【開水路（ゲート等含む）に関する項目】                      水路側壁のはらみ修正                      〃 [ 略 ]                      機能診断・補修技術の研修                      積雪被害防止活動                      ・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</p>	<p>活動項目の趣旨・目的追加</p> <p>活動項目の趣旨・目的追加</p>

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>【ため池（管理道路等含む）に関する項目】                  〃 [略]                  【農道に関する項目】                  イ 農村環境向上活動                  a 計画策定 [略]                  b 啓発・普及 [略]                  c 実践活動                  【生態系保全に関する項目】                  〃 [略]                  【景観形成・生活環境保全に関する項目】                  【資源循環に関する項目】                  有機性資源の堆肥化                  ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、堆肥化を図ること。                  ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、堆肥化を図ること。                  間伐材等を利用した防護柵等の適正管理                  〃 [略]                  小水力発電施設の適正管理</p> <p><u>別記2：注）平成21年4月10日付け改正後の本活動指針の活動項目の説明は、当該改正後の活動項目の趣旨・目的に合致する活動であって、その実施状況を確認した旨の通知が行われた場合については、平成20年度に実施された活動から適用されるものである。</u></p>	<p>【ため池（管理道路等含む）に関する項目】                  〃 [略]                  【農道に関する項目】                  イ 農村環境向上活動                  a 計画策定 [略]                  b 啓発・普及 [略]                  c 実践活動                  【生態系保全に関する項目】                  〃 [略]                  【景観形成・生活環境保全に関する項目】                  【資源循環に関する項目】                  有機性資源の堆肥化                  ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、堆肥化を図ること。                  ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、堆肥化を図ること。                  間伐材等を利用した防護柵等の適正管理                  〃 [略]                  小水力発電施設の適正管理</p>	<p>「等」の読み方の変更</p> <p>平成20年度に実施した活動から適用可能とする。</p>

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p style="text-align: right;">別記 3</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>3 草地の活動指針            (1) 基礎部分 [ 略 ]            (2) 誘導部分            ア 農地・水向上活動            a 機能診断            【農用地に関する項目】            施設の機能診断            ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、隔障物、<b>有機質処理施設</b>等の状況確認を行うこと。            診断結果の記録管理 [ 略 ]            【パイプライン（防除用水施設やポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】[ 略 ]            【開水路（ゲート等含む）に関する項目】            施設の機能診断            ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように<b>施設等</b>の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所、<b>水路本体や集水区域</b>の積雪状況の把握）を行うこと。            診断結果の記録管理 [ 略 ]            【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】            〃 [ 略 ]            【農道に関する項目】            b [ 略 ]            c 実践活動            【農用地に関する項目】            農用地法面の初期補修            〃 [ 略 ]            防風林の適切な管理</p>	<p style="text-align: right;">別記 3</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>3 草地の活動指針            (1) 基礎部分 [ 略 ]            (2) 誘導部分            ア 農地・水向上活動            a 機能診断            【農用地に関する項目】            施設の機能診断            ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、防風林、隔障物等の状況確認を行うこと。            診断結果の記録管理 [ 略 ]            【パイプライン（防除用水施設やポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】[ 略 ]            【開水路（ゲート等含む）に関する項目】            施設の機能診断            ・協定に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように<b>施設</b>の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所、積雪状況の把握）を行うこと。            診断結果の記録管理 [ 略 ]            【パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】            〃 [ 略 ]            【農道に関する項目】            b [ 略 ]            c 実践活動            【農用地に関する項目】            農用地法面の初期補修            〃 [ 略 ]            防風林の適切な管理</p>	<p>平成20年4月7日付け改正</p> <p>活動項目の趣旨・目的追加</p>

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p><u>有機質処理施設の適正管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。</u></li> <li>・<u>施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。</u></li> <li>・<u>草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。</u>  <u>(有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同管理にて管理を行う場合、また、個人の所有施設であっても、共同管理組合を設立するとなどにより、地域共同で管理することを取り決めた場合、に限り、共同活動支援の対象とする。)</u></li> </ul> <p>【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目][略]</p> <p>【開水路(ゲート等含む)に関する項目]</p> <p>水路側壁のはらみ修正          〃 [略]</p> <p>機能診断・補修技術の研修</p> <p>積雪被害防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</li> <li>・<u>急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</u></li> </ul> <p>【ため池(管理道路等含む)に関する項目]          〃 [略]</p> <p>【農道に関する項目]</p> <p>イ 農村環境向上活動 [略]</p> <p>別記3：注1) 「<u>有機質処理施設の適正管理</u>」については、平成20年4月7日以降、選択可能な活動である。</p> <p>：注2) <u>平成21年4月10日付け改正後の本活動指針の活動項目の説明は、当該改正後の活動項目の趣旨・目的に合致する活動であって、その実施状況を確認した旨の通知が行われた場合については、平成20年度に実施された活動から適用されるものである。</u></p> <p>別紙2 [略]</p>	<p>【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目][略]</p> <p>【開水路(ゲート等含む)に関する項目]</p> <p>水路側壁のはらみ修正          〃 [略]</p> <p>機能診断・補修技術の研修</p> <p>積雪被害防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</li> </ul> <p>【ため池(管理道路等含む)に関する項目]          〃 [略]</p> <p>【農道に関する項目]</p> <p>イ 農村環境向上活動 [略]</p> <p>別記3：注) 「<u>有機質処理施設の適正管理</u>」については、平成20年4月7日以降、選択可能な活動である。</p> <p>別紙2 [略]</p>	<p>平成20年4月7日付け改正</p> <p>活動項目の趣旨・目的追加</p> <p>平成20年4月7日付け改正          平成20年度に実施した活動から適用可能とする。</p>